３　中小企業支援事業広報用文案

|  |
| --- |
| 働き方改革推進支援センターのご案内**熊本働き方改革推進支援センターでは、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など「働き方改革」に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援しています。「業務改善助成金」に関する各種お問い合わせにも対応しております。****熊本働き方改革推進支援センター****〒860-0025　熊本市中央区紺屋町２－８－１　熊本県遺族会館２－７****電話 0120-041-124**　令和5年8月31日から中小企業の最低賃金引上げを支援する「業務改善助成金」が拡充されました！**事業場内最低賃金を30円以上引上げ、生産性向上のための設備投資などを行った場合、その設備投資などの費用の一部を助成します。****助成対象の事業場は、熊本県（地域別）最低賃金（R5.10.8から898円）と事業場内最低賃金の差額が50円以内の事業場です。****熊本県の場合、事業場内最低賃金が900円以上950円未満の事業場の助成率は5分の4（生産性要件を満たした場合は10分の9）、900円未満の事業場の助成率は10分の９です。（いずれも助成額に上限あり）****また、事業場規模50人未満の場合は、賃金引上げ後の申請も可能となる等制度が拡充されています。****【厚生労働省ホームページ】「業務改善助成金」****【問い合わせ先】業務改善助成金コールセンター（0120-366-440）令和5年度のみ****【申請先】　熊本労働局雇用環境・均等室　（096-352-3865）** |